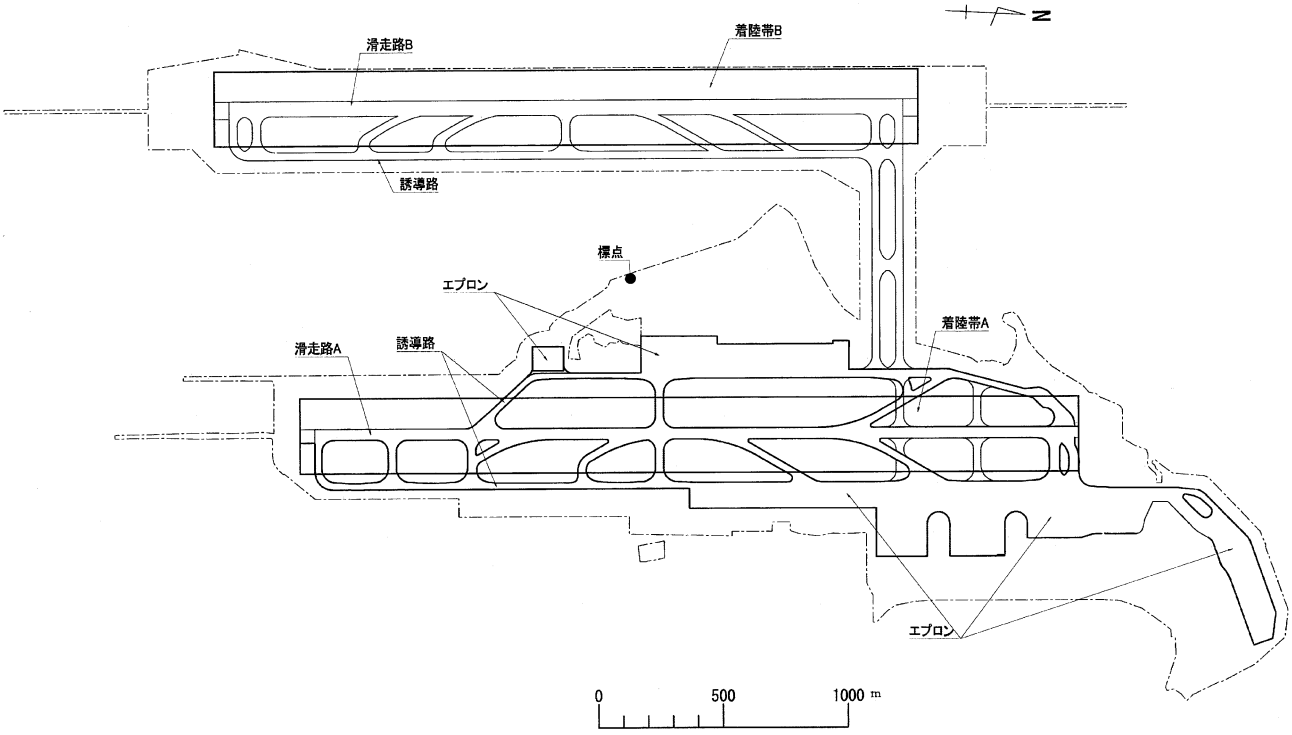
別図　那覇空港



※着陸帯Ｂ、滑走路Ｂ及び誘導路（平成25年国土交通省告示第882号において変更しようとする部分に限る。）は、平成32年3月31日に供用を開始する予定である。

○国土交通省告示第六百九号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三条第一項に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年四月一日

国土交通大臣　石井　啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針

第１　建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項

１．意義

我が国はエネルギー源の中心となっている化石燃料に乏しく、その大宗を海外からの輸入に頼る根本的脆弱性を抱えており、国民生活及び産業活動の基盤となるエネルギーの安定的確保は常に大きな課題であり、エネルギーの需給構造の早期安定化が不可欠である。また、エネルギーの安定的供給構造の確立とともに、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速化等を推進することが強く求められている。

エネルギー消費量については、産業部門・運輸部門が減少する中、業務・家庭部門において著しく増加し、現在ではエネルギー消費量全体の３分の１を占めるに至っており、省エネルギー社会を確立していく上では、業務・家庭部門のエネルギー消費量の削減が喫緊の課題となっている。業務・家庭部門において高い省エネルギー効果が期待されるのは、建築物の省エネルギー化であることから、建築物の新築や増改築等の建築行為の機会を捉えて、外壁、窓等の断熱性能等の確保や高効率設備の導入等の省エネルギー化のための措置を講じ、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることが必要である。

また、平成32年（2020年）以降の温室効果ガス削減に向けた日本の約束草案（平成27年７月17日地球温暖化対策推進本部決定）では、温室効果ガスの排出量を平成42年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比26.0％（平成17年度（2005年度）比25.4％）削減する目標が掲げられているが、その内訳として、業務その他部門及び家庭部門の温室効果ガス排出削減目標は、それぞれ平成42年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で約40％削減することとされている。温室効果ガスの排出量の削減に当たっては、新築建築物における建築物エネルギー消費性能基準への適合の推進や既存建築物の省エネルギー改修等により建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることが、今後一層重要となる。さらには、建築物の外壁、窓等の断熱化等は、省エネルギーの観点のみならず、室内の温熱環境の改善にもつながることから、居住者等の健康の維持及び増進や執務環境の向上等に寄与することが考えられる。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「本法」という。）は、こうした建築物のエネルギー消費性能の向上を図るための措置を定めたものであり、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

２．目標

建築物のエネルギー消費性能の向上は、我が国の業務・家庭部門のエネルギー消費量を削減していくための取組の一環を成すものであり、次に掲げる事項を目標とするものである。

(1)　新築時の建築物エネルギー消費性能基準への適合の確保

建築物の新築時は、外壁、窓等の断熱性能等の確保や高効率設備の導入等を比較的行いやすく、また、建築物は一旦新築されればストックとして長期にわたり使用されることから、建築ストックのエネルギー消費性能の向上を図るためには、新築時に一定のエネルギー消費性能を確実に確保することが重要である。そこで、規制の必要性、程度、バランス等を十分に勘案しながら、平成32年（2020年）までに住宅を含む新築建築物について段階的に一定のエネルギー消費性能に関する基準への適合を義務化する。